

死亡関連手続き案内冊子（おくやみガイドブック）の官民協働発行業務

プロポーザル選定委員会（第1回）議事要旨

令和5年度死亡関連手続き案内冊子（おくやみガイドブック）の官民協働発行業務 プロポーザル選定委員会（第1回）					
開催日時	令和5年10月18日（水）14時00分～14時40分				
開催場所	リエゾンルーム3（高層棟3F）				
開催方法	対面会議方式				
出席者	<p>[委員] ■：出席、□：欠席</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民部 総括参事 (委員長) ■ 市民部 市民課参事 (副委員長) ■ 総務部 広報課長代理 ■ 福祉部 高齢福祉室参事 ■ 環境部 環境政策室参事 <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民部 市民課 				
議題	死亡関連手続き案内冊子（おくやみガイドブック）の官民協働発行業務公募型プロポーザル実施要領について				
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【資料1】死亡関連手続き案内冊子（おくやみガイドブック）の官民協働発行業務公募型プロポーザル実施要領（案） ・ 【資料2】審査項目・配点基準表（案） ・ 【資料3】業者選定スケジュール ・ 【参考資料1】死亡関連手続き案内冊子（おくやみガイドブック）の官民協働発行業務公募型プロポーザル選定委員会設置要領 ・ 【参考資料2】吹田市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン 				
議事要旨	<p>議題 死亡関連手続き案内冊子（おくやみガイドブック）の官民協働発行業務公募型プロポーザル実施要領について</p> <p>事務局から「【資料1】死亡関連手続き案内冊子（おくやみガイドブック）の官民協働発行業務公募型プロポーザル実施要領」等の配布資料の説明を行い、以下の議論の結果、委員からの意見について事務局で反映することを条件とし実施要領等が承認された。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">委員からの意見等</th> <th style="width: 50%;">回答及び決定事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プレゼンテーションを行わず、提案書等のみで審査するとのことだが、提案書の量や様式はどこで規定されているのか。</td> <td>量については募集要項に記載予定。提案書の目次、記載内容については【資料2】の「提案書目次」に記載している。</td> </tr> </tbody> </table>	委員からの意見等	回答及び決定事項	プレゼンテーションを行わず、提案書等のみで審査するとのことだが、提案書の量や様式はどこで規定されているのか。	量については募集要項に記載予定。提案書の目次、記載内容については【資料2】の「提案書目次」に記載している。
委員からの意見等	回答及び決定事項				
プレゼンテーションを行わず、提案書等のみで審査するとのことだが、提案書の量や様式はどこで規定されているのか。	量については募集要項に記載予定。提案書の目次、記載内容については【資料2】の「提案書目次」に記載している。				

<p>提案書等に質問があった場合は、どうするのか。</p>	<p>今回のプロポーザルでは質疑応答は行わない。提案書等で分かりにくい点があった場合は、その点も含めて事業者の提案が良くないという評価をしていただくことになる。</p>
<p>プレゼンテーションを行わない理由は何か。</p>	<p>冊子の内容が一番重要であると考えており、提案書とともに予定稿もしくは他の自治体で直近に発行した冊子を提出していただくことで十分審査できると判断した。</p>
<p>省力化したプロポーザルに思えるが、そのねらいは何か。</p>	<p>審査する側の負担を軽減したいというねらいがあり、加えて、審査についても提案書等により十分審査ができると判断し、今回のような形式をとっている。同様のプロポーザルを行っている他市を調べたところ、8市中6市が書類選考のみで行っている。</p>
<p>冊子にどのような記載をするかどうかは事業者が決めるのか。提案された内容しか記載されないのか。</p>	<p>内容も含めた提案をしていただくが、最終的には本市と事業者で協議のうえ、掲載内容を決定する。</p>
<p>採点表どおりの点数をつけなければならないのか。例えば、優秀である（40点）と満足である（32点）の間36点をつけることはできるのか。</p>	<p>採点表どおりの採点をしていただく。評価項目、評価ポイントを見ていただき、5段階のうち一番近い評価をしていただきたい。</p>
<p>審査項目に制作体制が入っていないのはなぜか。</p>	<p>スケジュールを守ってもらうことが重要との考えであるが、制作体制の提示を受けたとしてもスケジュールに対して十分な体制かどうかの評価は難しいと考え、制作体制については審査項目から除外した。</p>
<p>スケジュールでは募集要項の配布開始が令和5年10月30日で、2週間を切っているがスケジュール通り行えるのか。</p>	<p>募集要項は現在作成中であり、スケジュール通り配布開始できる見込みである。</p>
<p>提出してもらう冊子（予定稿または他市発行冊子）のサンプルに事業者名は載っているのか。</p>	<p>事業者名は載っていないものを提出していただく。</p>
<p>プロポーザルではなく、特定の事業者と随意契約はできなかったのか。</p>	<p>他の業者が参入する機会を奪うことになってしまい、公平性が担保できないと</p>

		考え、プロポーザルを実施することとした。
	募集要項の配布期間の最終日と事業者からの質問受付期限が同日になっているが、問題ないか。	募集要項はホームページに掲載し、十分な配布期間を設けているため、問題ないとする。
	実施要領の「2 業務等の概要」の(2)の「官民協働発行」のあとに「業務」が必要ではないか。	記載漏れであるため修正する。
	提出書類は紙ベースなのか。また、審査が終わったら事務局に返却するのか。	紙でお渡しし、審査後審査結果を記入した状態で事務局に返却していただく。
	審査項目の広告掲載内容の中で、「冊子に即した広告になっているか」、「広告の割合が適切か」という評価ポイントがあるが、何を以て判断するのか。	死亡関連手続き案内冊子なので、明らかに死亡関連手続きと関係ないが広告が搭載されていないかをご確認いただきたい。割合については手続きの案内記事とのバランスを見ていただき、広告が多すぎないかを評価していただきたい。
	広告の割合について、具体的な数値を評価指標としておかないと評価がしづらいのではないか。	募集要項、もしくは仕様書で広告割合の上限を指定する。
	冊子全体のページ数の指定はないのか。	募集要項、もしくは仕様書である程度幅を持たせて指定する。
		以上